

○ 第7回の実務者会議において、「災害等で検針日が変わることは分かるが、スマートメータによる検針分も検針日(料金算定期間)が変わってしまうのか」とのご質問を頂戴しておりましたので、下記のとおり回答いたします。

【事例】…当初予定検針日が「11/19」、料金算定期間が「10/19～11/18」であった需要家群について、災害等が発生し、スマメ自体には「11/19」付のデータはあるものの、当初予定の料金発行タイミングに当該データの取り込みが間に合わなかった。

- ・パターンA:後日データ収集を行い、収集可能日に応じて、料金算定期間を変更する。
(事例:「11/20」に「11/20」付のデータ収集を行い、料金算定期間を「10/19～11/19」へ変更)
→東北・中国
- ・パターンB:後日データ収集を行い、当初予定検針日付のデータを用いて、料金算定期間は変更しない。
(事例:「11/20」に「11/19」付のデータ収集を行い、料金算定期間は「10/19～11/18」で変更なし)
→北海道・東京・中部・北陸・関西・四国・沖縄
- ・パターンC:後日データ収集は行わず、料金算定期間は変更しない。
(事例:前月の使用量等に基づく推定値を用いた協議等を行い、料金算定期間は「10/19～11/18」で変更なし)
→九州